

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		保護の開始の申請に対する処分
根拠条例・規則等名		① 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号） ② さいたま市福祉事務所長事務委任規則（平成 15 年さいたま市規則第 43 号）
条 項		① 第 24 条第 3 項、同条第 5 項 ② 第 2 条第 1 項
所 管 部 課		区役所 健康福祉部 福祉課
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	福祉事務所長は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、困窮のため健康で文化的な最低限度の生活水準を維持することができないと認められる場合に保護を開始する。 ただし、原則として、以下のような資産、能力その他あらゆるものを活用してもなお最低限度の生活を維持することができない場合のみ保護を開始するものとする。 1. 能力に応じた就労 2. 土地や家屋などの資産の売却や貸与 3. 親子、兄弟姉妹など扶養義務者 4. 他の法律や制度による給付、貸付（年金・手当、生活福祉資金等）
	設定等年月日	昭和 25 年 5 月 4 日設定 平成 27 年 4 月 1 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	総日数 14 日（土日・祝日等を含む）
	設定等年月日	昭和 25 年 5 月 4 日設定 平成 23 年 3 月 31 日最終改正
備 考		